

不妊症等に関する支援促進条例（案）（概要）

I 条例制定の方針

令和5年度不妊治療支援検討会の中間報告書において提言された、兵庫県で安心して不妊治療を受けられる環境整備を継続的に推進するための枠組みとして、不妊症等の対策に特化した条例を制定し、課題解決に向けた基盤を強化する。

II 条例制定の目的（考え方）

- (1) **基本姿勢の見える化**・・・当事者に寄り添った環境を整備するため、県としての基本姿勢を明確化
- (2) **共通意識の醸成**・・・各関係者（行政、医療関係者、事業者、教育関係者、県民）に求められる役割を整理
- (3) **施策の実効性を担保**・・・条例として明文化することで継続的・体系的な取組みを推進

III 条例の構成（案）

項目	内容	補足
前文	現状と条例策定趣旨	
第1章 総則	条文用語の定義、基本方針、県・市町・医療関係者・事業者・教育関係者・県民の役割	罰則規定なし
第2章 不妊治療の充実、プレコンセプションケア及び定期健診等の推進	不妊治療の充実、プレコンセプションケアの推進、定期健診等の推進等	体系的に取り組む項目として整理
第3章 不妊症等に関する理解の促進及び支援に係る環境整備	不妊症患者等の相談機能の強化、治療と就労の両立の推進等	
第4章 不妊症等に関する支援を促進するための施策の推進	法令等に基づく県の不妊治療等に関する計画への位置づけ	施策の具体化
第5章 雑則	行財政上の措置等	
附則	施行期日	公布日から施行

不妊症等に関する支援促進条例の制定に向けて

I 社会的背景（現状）

（少子高齢化・晩産化の進行）

生産年齢人口は1995年をピークに減少し、2023年の出生数は過去最低を更新。第一子の平均出産年齢は30才を越えており、加齢による妊娠・出産リスクの上昇が懸念される。

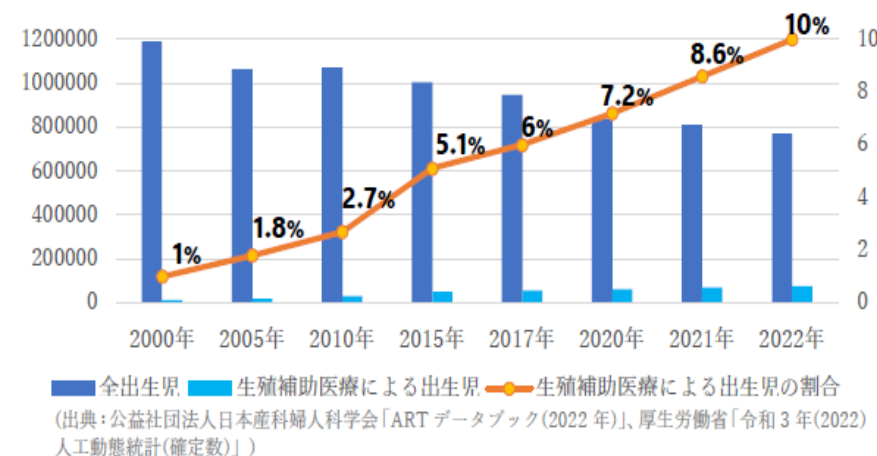
（生殖補助医療の浸透）

2022年4月から体外受精などの生殖補助医療を含む不妊治療が保険適用となった。全出生児(2022年)のうち、約10人に1人が生殖補助医療により誕生している。

（医療機関の立地）

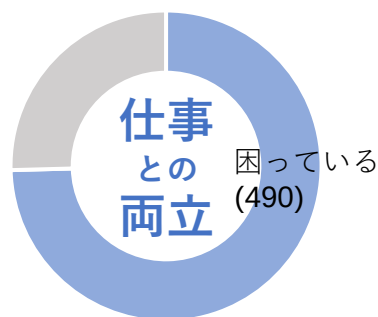
県内においては、生殖補助医療を実施している医療機関の約9割が神戸・阪神地域等に集中している。

【全出生児に占める生殖補助医療による出生児の割合】



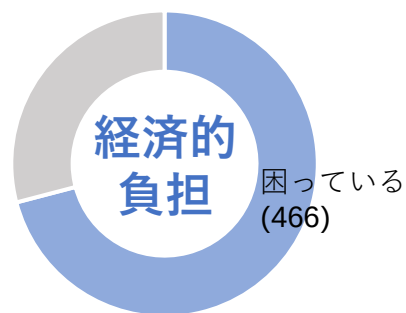
不妊治療支援実態調査（R5.7兵庫県）

n = 有効回答数



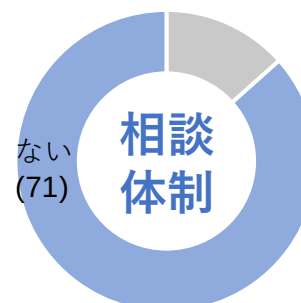
当事者の約7割が
治療と仕事の両立
に困難を抱えている

n = 657



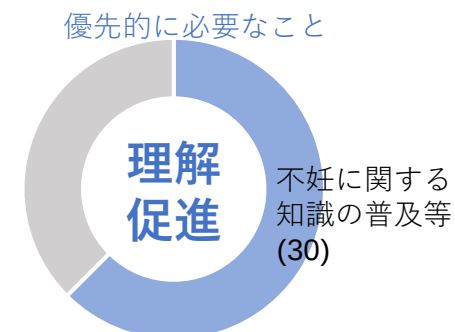
当事者の約7割が
経済的負担が大きい
と考えている

n = 657



医療機関の約8割は
診療時以外でカウンセリング等の
相談体制がない

n = 82



医療機関の約6割が理解促進に向け
不妊に関する知識の普及
が優先的に必要だと思っている

n = 48

不妊症等に関する支援促進条例の制定に向けて

II 解決すべき課題

(1) 安心して不妊治療を受けることのできる環境の整備

経済的負担の軽減、仕事と治療の両立、周囲の理解促進など様々な要因を踏まえ、一人ひとりが「安心して」治療を受けることのできる環境を整備する必要がある。

(2) 不妊に不安を覚える方の減少

若者が健康や性に関する必要な知識を踏まえたライフプランを立てることができ、将来、自身やパートナーが妊娠を希望する際に、いまの自分に見合った選択をすることができることが大切である。

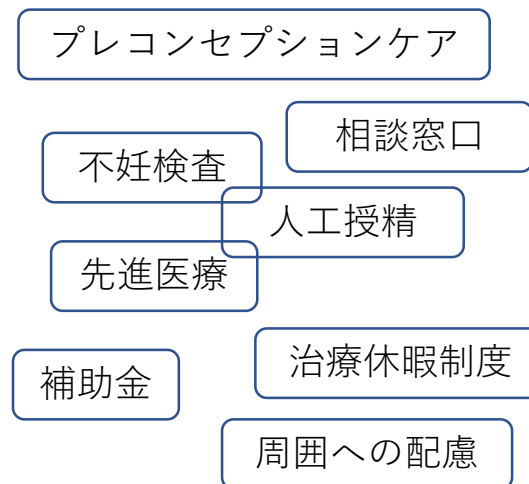
(3) ニーズに応じた継続的・体系的な取り組みの推進

今後ますます生殖補助医療のニーズは高まることが見込まれる。日進月歩の医療技術を踏まえ、持続可能な施策を効果的・効率的に実施していく必要がある。

「安心」のバランスは
人によって異なる



必要な治療や支援も
人それぞれ異なる



関係者が求められる役割に
ひとつひとつ取り組む



不妊症等に関する支援促進条例の制定に向けて

III 条例制定の方針

令和5年度不妊治療支援検討会の中間報告書において提言された、兵庫県で安心して不妊治療を受けられる環境整備を継続的に推進するための枠組みとして、不妊症等の対策に特化した条例を制定し、課題解決に向けた基盤を強化する。

IV 条例制定の目的（考え方）

- (1) **基本姿勢の見える化**・・・当事者に寄り添った環境を整備するため、県としての基本姿勢を明確化
- (2) **共通意識の醸成**・・・各関係者（行政、医療関係者、事業者、教育関係者、県民）に求められる役割を整理
- (3) **施策の実効性を担保**・・・条例として明文化することで継続的・体系的な取組みを推進

V 条例の構成（案）

項目	内容	補足
前文	現状と条例策定趣旨	
第1章 総則	条文用語の定義、基本方針、県・市町・医療関係者・事業者・教育関係者・県民の役割	罰則規定なし
第2章 不妊治療の充実、定期健診及びプレコンセプションケアの推進等	不妊治療の充実、定期健診等の推進、プレコンセプションケアの推進等	体系的に取り組む項目として整理
第3章 不妊症等に関する理解の促進及び支援に係る環境整備	不妊症患者等の相談機能の強化、治療と就労の両立の推進等	
第4章 不妊症等に関する支援を促進するための施策の推進	法令等に基づく県の不妊治療等に関する計画への位置づけ	施策の具体化
第5章 雑則	行財政上の措置等	
附則	施行期日	公布日から施行

【参考】不妊症等関係法令（抄）

次世代育成支援対策推進法

（平成十五年法律第百二十号）

（第一条）次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

成育基本法

（平成三十年法律第百四号）

（第一条）成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的とする。

少子化社会対策基本法

（平成十五年法律第百三十三号）

（第一条）少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（第五条）事業主は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、国又は地方公共団体が実施する少子化に対処するための施策に協力するとともに、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（第十三条第二項）国及び地方公共団体は、不妊治療を望む者に対し良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう、不妊治療に係る情報の提供、不妊相談、不妊治療に係る研究に対する助成等必要な施策を講ずるものとする。

こども基本法

（令和四年法律第七十七号）

（第一条）こども施策を総合的に推進することを目的とする。

行動計画策定指針

（平成二十六年十一月二十八日）

【都道府県行動計画】

（学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実）

妊娠前から、妊娠・出産・育児に関する正しい知識を得られるなどの健康行動が求められる

（不妊に悩む方に対する支援充実）

不妊に関する医学的な相談や不妊による心の悩みの相談等を行う不妊専門相談センターの整備を図るとともに、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療への経済的支援を行うことが望ましい。

【一般事業主行動計画】

（不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施）

働きながら不妊治療を受ける労働者が不妊治療のための時間を確保できるようにするため、不妊治療のために利用することができる休暇制度の導入その他の措置を講ずる。

成育医療等基本方針

（令和三年二月九日）

（生涯にわたる保健施策）

- ・男女を問わず、相談支援や健診等を通じ、将来の妊娠のための健康管理に関する情報提供を推進するなど、プレコンセプションケアに関する体制整備を図る。
- ・男女を問わず、不妊治療や不育症治療に関する情報提供や相談体制を強化

こども大綱

（令和五年十二月二十二日）

（妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保）

- ・不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図る。

【こどもまんなか実行計画2024（令和六年五月三十一日）】

- ・不妊症・不育症に関する広報・啓発を継続的に実施し、不妊症や不育症に関する国民の理解を深め、治療を受けやすい環境整備を推進する。

一般事業主
行動計画

県行動計画

基本方針を
踏まえた県
計画

県こども
計画

ひょうご
子ども・子育て
未来プラン

不妊症等に関する支援促進条例（案）

題名 兵庫県では男女問わず不妊症及び不育症に悩む方々を支援しており、その一連の支援を不妊症等に関する支援としてより一層促進するための枠組みを表す条例名とした。

前文

条例策定の背景と趣旨

- ❑ 大学進学率の上昇や独身者の意識変化などを背景に、晩婚及び晩産化が進行。
- ❑ 不妊症及び不育症となる原因は男女ともにあり、加齢とともに可能性が高まる。
- ❑ 生殖補助医療により出生した子の数は上昇傾向にあり、プレコンセプションケアや不妊治療をはじめとする不妊症等に関する取り組みの必要性も高まっている。
- ❑ 令和4年4月から不妊治療について公的医療保険が適用となり、医療制度も改正されつつある。
- ❑ 不妊症や不育症について、知りたい情報や受けたい治療が必要に応じて得られる体制が不十分なことや周囲の理解は深まっておらず、不妊治療を断念する当事者もいる。
- ❑ 不妊治療は長期間にわたることもあるため、当事者の経済的、肉体的及び精神的負担は大きい。
- ❑ 結婚並びに妊娠及び出産の自由や多様な家族観を尊重しつつ、健康や生殖に関する知識を持って、社会全体で不妊症及び不育症に関する支援をより一層促進するため条例を制定する。

第1章 総則

定義

- ◆ 「不妊症」
妊娠を希望する男女が避妊をしないで性交を反復しているにもかかわらず、一定期間（おおむね一年）以上を経ても女性が妊娠しない状態
- ◆ 「不育症」
妊娠したものの流産、死産を2回以上繰り返す状態
- ◆ 「不妊治療」
妊娠を希望する夫婦（事実婚を含む）が自然に妊娠できない場合に行う検査、治療等の医療
- ◆ 「生殖補助医療」
妊娠を成立させるためにヒト卵子と精子、あるいは胚を取り扱うことを含むすべての治療あるいは方法
- ◆ 「プレコンセプションケア」
妊娠及び出産の希望を含む自分たちの将来設計を考えて、日々の生活や健康に向き合うこと

不妊症等に関する支援促進条例（案）

第1章 総則

基本方針

地域社会の構成員が一体となって、不妊症及び不育症に関する支援をより一層推進していくための基本的な方針を規定

- 専門的な知見に基づいて総合的に取り組むこと
- 就労その他の社会生活と治療を両立でき、安心して治療を受けることができる環境を整備すること
- 年齢、性別、心身の状態その他の県民それぞれが置かれている状況に応じて必要な支援が受けられること
- 当事者や過去に不妊症及び不育症であった者、そのパートナー等の意見が十分に尊重されること
- 県、市町、医療関係者、事業者、教育関係者、県民の参画と協働により推進すること

県の役割

- ◇不妊症及び不育症に関する支援の推進に関する総合的な施策の実施
- ◇関係者と相互に連携及び必要な調整を図るとともに、その自主性や独自性を尊重し、地域の特性に応じた不妊症・不育症に関する支援を推進

市町の役割

- ◆県が実施する施策と連携し、地域の特性に応じた施策の策定・実施に努める

事業者(※2)の役割

- ◆従業員がプレコンセプションケア及び不妊治療と就労との両立に取り組むことができるよう配慮し、職場風土醸成をするために関係法令を踏まえ、必要な支援を講じるよう努める

医療関係者(※1)の役割

- ◆県及び市町が実施する施策と連携し、プレコンセプションケア及び定期健診等の推進に努める
- ◆当事者の状況を深く認識し、関係する診療科と相互に連携を図りつつ、良質かつ適切な治療等の提供に努める

教育関係者(※3)の役割

- ◆幼児、児童、生徒及び学生並びに職員が食生活、運動、休養等について健康な生活習慣の確立を目指し必要な措置を講じるよう努める

県民の役割

- ◆妊娠及び出産及び不妊症並びに不育症に関する知識を持ち、当事者等に関する理解を深めるよう努める

※1「医療関係者」不妊治療に従事する者

※2「事業者」他人を使用して事業を営む者

※3「教育関係者」学校（学校教育法第1条に同じ。）の教育に関する業務に従事する者

◇ 義務規定

◆ 努力義務規定

不妊症等に関する支援促進条例（案）

第2章 不妊治療の充実、定期健診及びプレコンセプションケアの推進等

取組内容

不妊治療等の充実

- ◇医療機関の連携及び心身の状態に応じた良質かつ適切な不妊治療等の提供 医療
- ◆先進医療を提供する体制の充実 医療
- ◆必要に応じた実態の把握 県

定期健診等の推進

- ◆定期健診等（定期的な健康診断や必要に応じた不妊症に関する検査等）を受けることの必要性に関する知識の普及啓発及び県民が定期健診等を受けやすい環境の整備
県 市町 医療 事業者 教育

プレコンセプションケアの推進

- ◆県民が妊娠・出産及び不妊症並びに不育症に関する知識を持ち、当事者等に関する理解を深めることができるよう相互に連携し、各世代に応じたプレコンセプションケアを推進 県 市町 医療 教育
- ◆生活習慣が健康に及ぼす影響、性感染症等の健康や生殖に関する知識の普及啓発及び環境整備 県 市町 医療 教育
- ◇受動喫煙の防止等に関する条例に基づく受動喫煙の防止 県
- ◆相互連携及び県民への正確な情報発信 県 市町 医療 事業者 教育

その他の措置

第3章 不妊症等に関する理解の促進及び支援に係る環境の整備

取組内容

当事者等の相談機能の強化

- ◇相談窓口の機能強化と周知 県
- ◇不妊症及び不育症に関する相談への適切な対応 医療
- ◆周囲の理解が得られるよう、当事者以外の者が相談できる体制の整備 県 市町 事業者
- ◇不妊治療の相談等にかかる情報の取扱いとプライバシーへの配慮 県 市町 医療 事業者

治療と就労の両立の推進

- ◇事業者への不妊治療を受ける従業員の就労に関する知識の普及 県
- ◆不妊治療を受ける従業員に対する柔軟な働き方の促進及び職場環境の整備 事業者

その他の措置

- ◆相互連携及び県民への正確な情報発信 県 市町 医療 事業者 教育

不妊症等に関する支援促進条例（案）

第4章 不妊症等に関する支援を促進するための施策の推進

取組内容

不妊症等に関する支援の促進について計画的な施策の推進

- 計画的な施策の推進を図るため、関係法令に基づく県の計画において必要な事項を定める

具体の計画

- 次世代育成支援対策推進法第9条の規定により策定する県行動計画
- こども基本法第10条の規定により策定する県こども計画
- 成育医療等基本方針に基づき策定する県計画

施策の推進における留意事項

- 正確な情報を基に施策を立案すること
- 当事者等への肉体的、精神的、経済的負担の軽減に資するよう配慮すること

第5章 雑則

◇不妊症及び不育症に関する支援を促進するため、具体的な施策の実施に関する行財政上の措置を講じる 県

附則

公布の日から施行する

不妊症等に関する支援促進条例（原案）作成に係る主な意見

意見照会先

検討委員会

検討委員会構成員

行政

県内健康福祉事務所、県内41市町
庁内関係部局

医療団体

兵庫県産婦人科学会
兵庫県泌尿器科医会
兵庫県看護協会
兵庫県助産師会

経済団体

兵庫県商工会議所連合会
兵庫県商工会連合会
兵庫県経営者協会
神戸経済同友会
兵庫県中小企業家同友会
ひょうご産業活性化センター
ひょうご仕事と生活センター

意見照会期間

令和6年8月16日～9月20日

意見延べ件数

122件

対応状況

各団体からいただいた意見は、基本的には条例原案に反映済み
なお、当条例は理念条例であり、個別施策やそれに要する経費等については、
県で策定する計画にて対応するため、当条例には記載していない。

※報道等を受け、お電話でいただいた意見も反映しています。

不妊症等に関する支援促進条例（原案）作成に係る主な意見

題名

- 条例による「見える化」は当事者にとっても重要である。
- 条例名では当事者を支援するという意味合いが分かる方がよいのでは。
- 不育症の当事者も子どもを持ちたいと願う方であるため、不妊症等としていただきたい。
- 不妊症対策という表現は、固くマイナスのイメージがあるため、不妊に係る支援という表現がある条例が望ましいのではないか。

前文

- 生き方の多様化が増えてきているが、現在の社会情勢（晩婚・晩産化など）に触れたうえで、生殖補助医療を巡る現状（必要性）についての記載が必要ではないか。
- 加齢によりリスクが高まることを知っていただきたい。
- 不妊治療は保険適用となったが、保険適用外の治療費負担の大きさが、治療継続への阻害要因となっていることにも言及が必要ではないか。
- 不妊治療は、長期間になることもあり、先が見えないことが不安に感じることもある。
- 当事者が知りたい知識、受けたい治療を「必要に応じて」得られる体制が不十分な現状がある。
- 正しい知識の普及啓発においては、不妊症だけでなく、妊娠や不育症についても必要である。
- 将来子どもを望んだ時に知らなかったと後悔することがないように健康や生殖に関わる正しい知識を得ることが、ウェルビーイングの第一歩であるということを入れていただけると良いのではないか。
- 不妊治療により妊娠しなかった人や途中で断念した人、治療を選択しない人、子のいない人生や養子、里子の迎え入れなど多様な家族観の共有や取組についても記載していただきたい。
- 結婚や妊娠・出産は個人の自由のため、条例により自由が制限されることがないようにしていただきたい。
- 不妊治療は特別なことではないといった理解が浸透するよう社会全体で支えていくべきという意識を醸成するものであってほしい。

不妊症等に関する支援促進条例（原案）作成に係る主な意見

第1章 総則

定義

- 不妊症は、日本産婦人科学会では「おおむね1年というのが一般的である」とされている。
- 不妊症と不育症は、関連する部分もあるため、不育症についても取り上げてほしい。
- 不妊治療は妊娠を望む夫婦が取り組むものであるが、事実婚の方もいらっしゃるので「カップル」という表現はいかがか。
- 「プレコンセプションケア」について、国立成育医療研究センターの定義とは異なるのか。妊娠を希望していない方にも必要な取り組みではないか。

基本方針

- 不妊治療を受ける上で、仕事と治療の両立が難しく、仕事と治療の両立を目指し、安心して治療を受けることができる環境を整えてほしい。
- 不妊症や不育症は誰もがなり得るが、必要な支援は、年齢や性別、そのときの状態により異なるため、それぞれの状況に応じた支援環境を整えてほしい。
- 不妊治療や相談の対象者について、女性だけではなく、男性の不妊治療を理解してもらう意味でも、夫婦・カップル・パートナーなどの表現を位置付ける必要があるのではないか。
- 自治体を中心とした包括的かつ実行力のある取り組みが必要ではないか。

不妊症等に関する支援促進条例（原案）作成に係る主な意見

第1章 総則

各主体の役割

県

- ❑ 県の責務に「条例の方針に則った不妊症対策の推進に関する施策を市町が実施するにあたり、市町を援助し、かつ総合調整を図ること」の項目を入れていただきたい。
- ❑ 各市町が地域特性等を鑑みて、既に実施している又は今後実施する不妊症対策の自主性や独自性が極力損なわれないようにしていただきたい。

市町

- ❑ 市町それぞれの地域性に応じて、県と連携して施策に取り組んでほしい。
- ❑ 市町においては、地方自治の趣旨に則り、「県が実施する施策と協調（連携）しながら」実施することが必要ではないか。

医療

- ❑ 医療関係者にとっては子宮がんワクチンや検診が、正しい知識の提供機会ともなると考える。
- ❑ 第2子の妊娠に備えるための産婦人科と内科の連携など医療機関連携も推進する必要がある。

事業者

- ❑ 事業者は具体的な内容を記載した方がよいと考える。ただし、企業の規模や従業員の受け止めなどが異なるため、過度な負担を求める印象とならないよう表現に留意いただきたい。
- ❑ 職場風土醸成に向けた啓発に講じる旨を記載いただきたい。

教育

- ❑ 健康な生活習慣の確立を目指し必要な措置を講じるよう努めてほしい。
- ❑ 職員による児童、生徒及び学生に対する働きかけが必要ではないか。

県民

- ❑ 健康な生活習慣よりも妊娠、不妊症、不育症に関する正しい知識と理解に努める必要があるのではないか。
- ❑ 責務主体に「不妊治療を望む方(不妊症の当事者)」は位置づけないのか。

不妊症等に関する支援促進条例（原案）作成に係る主な意見

第2章 不妊治療の充実、定期健診及びプレコンセプションケアの推進等

不妊治療の充実

取組内容

- 産婦人科病院と不妊治療専門病院など医療機関同士の連携、必要な情報提供が重要と考える。
- 難しいとは思いますが、先進医療を実施する医療機関の充実にも取り組んでいただきたい。
- 不妊治療はセンシティブな部分もあり、実態が分かりづらい（伝わりづらい）部分もある。

定期健診等の推進

取組内容

- 県民が、定期的な健康診断や不妊検査を受けることによりリスクを認知する取り組みは大事であるが、強制せず必要に応じて受けられる体制をつくるべきである。
- 不妊症の予防として、（治療の妨げとなる）がんや生活習慣病の予防のため、各種がん検診、健康診断の定期的な受診の必要性、推進が重要と考える。

プレコンセプションケアの推進

取組内容

- 妊娠出産の理解につながる正しい知識や将来の妊娠・出産を見据えた食生活を中心とした健康づくり（無理なダイエットしない、肥満などが、不妊に繋がる）を推進いただきたい。
- 不妊症の予防は、プレコンセプションケアの推進として、組み込むことができるのではないかと
- 不妊症の予防の推進にあたっては「教育関係者」の協力が必要不可欠である。
- 若いうちからいろいろな知識を身につけて、周囲の理解に繋がるような環境が重要である。
- 学校教育のなかに系統的に含めることが必要である。

その他の措置

取組内容

- 不妊治療の内容や治療実績など正しい情報の提供をお願いしたい。
- 情報を当事者が動かないと知り得ない状況にあるため、情報発信に関する記載もしていただきたい。
- 市町が独自に実施している助成事業等もあるため、情報提供では連携して取り組んでいただきたい。
- 不妊治療のみの優遇ではなく、子育て・介護との大きな違いはないことを知っていただきたい。

不妊症等に関する支援促進条例（原案）作成に係る主な意見

第3章 不妊症等の理解促進及び支援環境の整備

当事者等の相談機能の強化

取組内容

- ❑ （市町や医療機関など）身近で相談ができる体制整備が重要である。
- ❑ 相談窓口の設置は、すでに設置している医療機関も多いが、近年は患者自らネットで情報を得ることができるようになるため、利用されるか不安である。
- ❑ 事業者においても、相談窓口の設置を推進できると考える。
- ❑ （上司や同僚など）当事者以外の相談対応などへの配慮が必要である。
- ❑ 企業側としても育児とは違う対応の難しさや支援の難しさがある。

治療と就労の両立

取組内容

- ❑ 治療と就労の両立の推進に関し、事業者については、表現に配慮してほしい。
- ❑ 個人の状況により必要な対応が異なることや企業・職場の状況によっても可能な対応が異なることから、相互にしっかりと話し合い、何が望ましいか、何ができるのか、すり合わせていくことが必要である。
- ❑ 仕事と治療の両立を図るため、「どちらかを犠牲にする」という前提ではなく、「どちらも大事」なので仕事も治療も柔軟に対応できるようにしていくことが重要である。
- ❑ 従業員が不妊検査・治療を受けること等、周囲への理解促進など配慮を行っていただきたい。
- ❑ 仕事と治療の両立支援について、企業の状況と当事者である従業員の希望に対応することが重要と考える。休暇の場合は有給か無給、その他多様な働き方として短時間勤務等が良いかなど、本人の意思を尊重した検討ができるようにしていただきたい。

その他の措置

取組内容

- ❑ 上司や同僚の理解が深まり、働き方の選択肢が広がるよう情報発信に取り組む必要があると考える。
- ❑ 不妊治療について、女性だけでなく、男性にも不妊治療を理解してもらう必要がある。

不妊症等に関する支援促進条例（原案）作成に係る主な意見

第4章 不妊症等に関する支援を促進するための施策の推進

取組内容

- 不妊症対策の計画的な施策の推進にあたり、条例制定の意義を踏まえると、「県の不妊治療に関する計画」として規定することが望ましい。
- 県や医療関係者による不妊症相談に対応できる専門性の高い助産師や心理士等の育成を考慮してほしい
- 不妊症検査や不妊治療にかかる費用助成など経済的負担の軽減に取り組む記載を入れて欲しい。
- 当事者が何を望んでいるのか、どのような制度にすれば企業も当事者も働きやすい環境になるのかを考えるにあたり、当事者団体等当事者の立場の方からの意見を聞ける機会があればいいと考える。

第5章 雑則

- 各主体の責務を記載するのであれば、それに対する県の費用負担について記載する必要があるのではないか。

不妊症等に関する支援促進条例の制定に向けて

II 解決すべき課題

(1) 安心して不妊治療を受けることのできる環境の整備

経済的負担の軽減、仕事と治療の両立、周囲の理解促進など様々な要因を踏まえ、一人ひとりが「安心して」治療を受けることのできる環境を整備する必要がある。

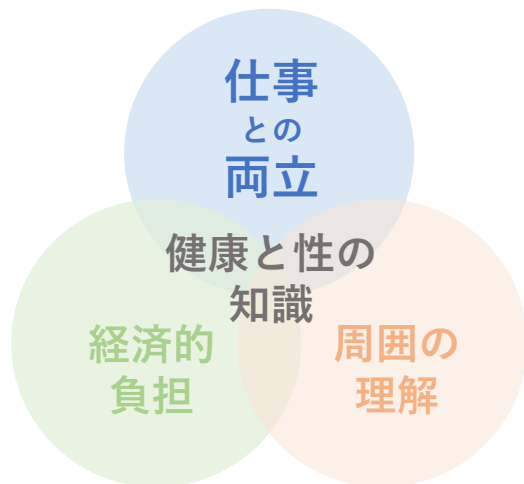
(2) 不妊に不安を覚える方の減少

若者が健康や性に関する必要な知識を踏まえたライフプランを立てることができ、将来、自身やパートナーが妊娠を希望する際に、いまの自分に見合った選択をすることができることが大切である。

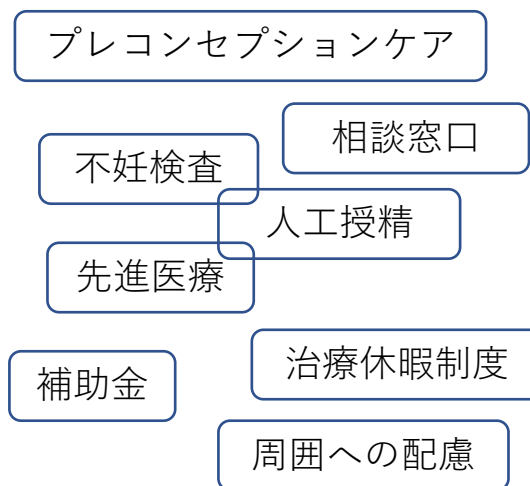
(3) ニーズに応じた継続的・体系的な取り組みの推進

今後ますます生殖補助医療のニーズは高まることが見込まれる。日進月歩の医療技術を踏まえ、持続可能な施策を効果的・効率的に実施していく必要がある。

「安心」のバランスは
人によって異なる



必要な治療や支援も
人それぞれ異なる



関係者が求められる役割に
ひとつひとつ取り組む

